

ギフト・プライバシーマーク制度

Gift Privacy mark

ギフト・プライバシーマークの申請方法

メール、電話、ファックスにて「ギフト・プライバシーマーク申請用紙希望」の旨、連絡を下さい

申込み用紙（様式1～5）の書類を送付致します。

111-0042 東京都台東区寿 3-15-10 ペンギンビル 3F
社団法人全日本ギフト用品協会
TEL 03-3847-0691 FAX 03-3847-0694
info@all-japan-gift.or.jp

平成 17 年 4 月

社団法人全日本ギフト用品協会

Gift Privacy mark(ギフト・プライバシーマーク)制度

社団法人全日本ギフト用品協会は、経済産業省の「個人情報の保護に関する法律についての経済産業を対象とするガイドライン」に準拠して作成した「個人情報の保護に関する法律についてのギフト分野を対象とするガイドライン」、及び「個人情報保護法におけるギフト分野の対応マニュアル」に則り、個人情報の取扱いを適切に行っている社団法人全日本ギフト用品協会の会員社に対して、『Gift Privacy mark』(ギフト・プライバシーマーク)制度を創設、平成17年4月より運用を開始した。同協会は平成17年5月13日付けで経済産業省より「認定個人情報保護団体」の許可を得ている。

同制度は、日本におけるギフト業界唯一の公益法人である社団法人全日本ギフト用品協会の会員各社が、積極的に推進する自主的な規制、努力に応え、個人情報保護を一層促進させるためのものである。

Gift Privacy mark は、会員各社が個人情報の取扱いが適切であることを容易に判断することが可能である。

ギフト・プライバシーマークの申請は別紙の様式 1~5 を利用して下記に送付すること。

《送付方法》

下記アドレスに電話、ファックス、メールにて「ギフト・プライバシーマーク 申込み用紙希望」と連絡を下さい。

確認後、申込み用紙(別紙 1~5)を郵送ないしは、添付ファイルとして送付致します。届いた用紙(1~5)に記入して下記に送付して下さい。

〒111-0042

東京都台東区寿 3-15-10 ペンギンビル 3F

社団法人全日本ギフト用品協会 ギフト・プライバシーマーク係り 宛て

TEL 03-3847-0691 FAX 03-3847-0694 info@all-japan-gift.or.jp

ギフト・プライバシーマークの使用料

マーク
使用料

正会員の卸企業、メーカー：50,000円(税別)

賛助会員の卸企業、メーカー：140,000円(税別)

カタログ、チラシ、商品案内書、名刺などマークの掲載は自由

期間：1年間(自動更新)

様式1 ギフト・プライバシーマーク付与申請書

ギフト・プライバシーマーク付与申請書

社団法人全日本ギフト用品協会
会 長 名児耶 清 殿

年 月 日

申請事業者名称 _____

代表者役職 氏名 _____ 印

ギフト・プライバシーマーク付与の認定を受けたいので、申請書類一式を添えて申請します。

申請担当者 氏名

住所

電話番号

fax 番号

E - mail アドレス

様式 2

取扱う個人情報の概要

(記述内容は記入例)

	個人情報を 取扱う業務	個人情報の 種 類	件 数	入 手・ 収集方法	実施している 安全対策
1	商品の発送	商品 発送リス ト	1000/月	直接収集	施錠管理
2	DM 発送	宛名シール	1 万/月	直接収集	入退管理、施錠管理
3	総務	従業員の個人 情報	100/月	直接収集	施錠管理
4	-----	-----	-----	-----	-----

様式 3 認定を受けようとする事業所の所在地及び業務内容**(記述内容は記入例)**

	事業所	住 所	個人情報を取扱う業務
1	本社	東京都台東区寿 3-15-10	商品発送、DM発送、総務
2	大阪支社	大阪市中央区船場 1-1-10	〃
3	名古屋支社	名古屋市千種区千種 1-1-20	〃
4	札幌営業所	札幌市中央区大通り 2-2-3	〃
5	埼玉分室	さいたま市大宮区大宮 1-1-1	DMリスト入力・発送

様式 4 個人情報保護体制

1	個人情報保護管理者		
	氏 名	所属及び役職	
2	監査責任者		
	氏 名	所属及び役職	
3	個人情報に係る社内体制		
	担当者名又は役職名	役 割	
4	個人情報保護に係る周知徹底措置(教育・研修)体制、年間の措置回数		
	担当部門 担当者氏名又は役職名 開催時期・年間回数 対象者 使用テキスト		
5	個人情報保護に係る監査の体制、年間の監査回数		
	実施体制 年間回数		
6	個人情報保護に係る消費者相談窓口の設置状況		
	窓口の名称 相談者氏名又は役職 連絡先(電話番号、ファクス番号、e-mail)		

様式 5 欠格事項への該当の有無について

平成 年 月 日

社団法人全日本ギフト用品協会
会 長 名児耶 清 殿

欠格事項への該当の有無について

申請事業者名

代表者名 _____ 印

「ギフト・プライバシーマーク制度」第 9 条の欠格事項について下記の通り事
実と相違ありません。

記

- (1) 申請の日前 2 年以内にギフト・プライバシーマーク付与認定の取り消し又はギフトプライバシーマーク使用契約の解除を受けた事業者でないこと。
- (2) 申請の日前 2 年以内に個人情報の取扱いにおいて個人情報の外部へ漏洩その他情報主体の利益の侵害を行った事業者でないこと。
- (3) 申請の日前 3 か月以内にギフト・プライバシーマーク付与認定の申請又は再審査の請求について否認決定を受けた事業者でないこと。

以上

様式 6 ギフト・プライバシーマーク付与認定申請書（更新の場合）

ギフト・プライバシーマーク認定更新申請書

社団法人全日本ギフト用品協会
会 長 名児耶 清 殿

年 月 日

申請事業者名称 _____

代表者役職 氏名 _____ 印

ギフト・プライバシーマーク付与の認定を更新したいので、申請書類一式を添えて申請します。

申請担当者 氏名

住所

電話番号

fax 番号

E - mail アドレス

様式 7 教育実施記録

年度 教育 実施 記録 報告日 _____ 報告者 _____	
研修の名称	
開催日	
使用テキスト	
講師または 教育担当部門	
研修の概要	
受講対象者・部門	
受講者数/受講対象者数	社員 (名/ 名) 契約社員 (名/ 名) パート他 (名/ 名) 合計 (名/ 名)

様式 8 ギフト・プライバシーマーク付与許可

ギフト・プライバシーマーク付与許可書

貴社名 _____

代表者 _____ 殿

年 月 日

社団法人全日本ギフト用品協会

会 長 名 児 耶 清

年 月 日付けで申請のあった「ギフト・プライバシーマーク
付与申請」について許可致します。

貴社の登録番号は全ギ協 0000 G 000 です。

ギフト・プライバシーマーク (Gift Privacy mark)制度規定

目的

第1条 認定個人情報保護団体の社団法人全日本ギフト用品協会(以下「全ギ協」)は、経済産業省の「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」に準拠して個人情報の取扱いを適切に行っている全ギ協の会員に対してギフト・プライバシーマークの使用を認める「ギフト・プライバシーマーク制度」を創設し、平成17年4月より運用を開始する。

この制度は、経済産業省の個人情報保護の取組みを受けて、全ギ協の会員社が積極的に推進する自主的な規制、努力にインセンティブを与え、ギフト業界はもとより我が国の個人情報保護を一層促進させるための手段として、全ギ協が実施するものである。情報主体である個人は、ギフト・プライバシーマークによって全ギ協会員の個人情報の取扱いが適切であることを容易に判断することが可能となる。

マーク付与の条件

第2条 次の付与認定基準に合格すること。

経済産業省の個人情報ガイドライン、又は全ギ協のガイドラインに準じた社内マニュアル、ないしは遵守計画を定めていること。

社内マニュアル、ないしは遵守計画に基づいて個人情報の管理が適切に実施されていること。

個人情報を適切に取扱う体制が整備されていること。

個人情報の管理者が指名されていること。

企業外部への個人情報の提供、取扱いの委託を行う際には、責任分担や守秘に係る契約を締結する等、個人情報について適切な保護が講じられるよう措置されていること。

年1回以上、事業者内部の個人情報の保護の状況を監査すること。

個人情報保護に関する相談窓口が常設されていること。

マーク付与の対象

第3条 社団法人全日本ギフト用品協会の「個人情報の保護に関する法律についてのギフト分野を対象とするガイドライン」に準拠した社内マニュアル、あるいは実践計画書、遵守計画書などを作成し、実際に個人情報の保護を推進している会員社。

マーク付与の有効期間

第4条 有効期間は1年。以降は毎年更新。

マークの使用料

第5条 正会員の卸、メーカーは 50,000 円、賛助会員の卸、メーカーは 140,000 円。

マークを使用できる場所等

第6条 店頭、封筒、便箋、名刺、契約約款、説明書、宣伝・広告用資料、ホームページなど。

マーク付与までの手続き

第7条 ギフト・プライバシーマークの付与申請申込み、同マーク付与申請の審査、同マーク付与の可否の認定、同マーク付与の通知。

マーク付与の審査

第8条 マーク付与の申請書類一式は全ギ協事務局が事務処理し、同協会の情報化委員会が審査して可否を同協会理事会に報告し、最終的に同協会理事会が付与の可否を決定、申請した会員に通知する。

尚、情報化委員会が審査のため、申請した会員社に出向いて審査に当たる場合は、同協会規定の交通費、日当を請求することができる。

欠格事項

第9条 申請の日前2年以内にギフト・プライバシーマーク付与認定の取り消し又はギフト・プライバシーマーク使用契約の解除を受けた事業者。

申請の日前2年以内に個人情報の取扱いにおいて、個人情報の外部へ漏洩その他情報主体の利益侵害を行った事業者。

申請の日前3か月以内にギフト・プライバシーマーク付与認定の申請又は再審査の請求について否認決定を受けた事業者。

マークのロゴと表示形式

第 10 条

マークのロゴは Gift の「G」、Privacy の「P」を組み合わせたもの。表示は、社団法人全日本ギフト用品協会の略称である「全ギ協」とし、最初の数字は申請許可年度・月を表し、Gの後の数字は会員番号を表す。



全ギ協0504G001